○農林水産省告示第千四百九十三号

森林法施行規則 (昭和二十六年農林省令第五十四号)第百六条の規定に基づき、 昭和三十七年七月二日農

林省告示第八百五十一号(森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件)の一部を次のよう

に改正する。

令和四年九月三十日

農林水産大臣 野村 哲郎

1の様式を次のように改める。

1 森林法施行規則(以下「規則」という。)第4条の申請書の様式林 地 開 発 許 可 申 請 書

年 月 日

都道府県知事 殿

住 所 申請者氏名 (法人にあっては、名) 称及び代表者の氏名

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。

開発行為に係る森林の所在場 所	市郡	町 村	大字	字	地番
開発行為に係る森林の土地の 面積					
開発行為の目的					
開発行為の着手予定年月日					
開発行為の完了予定年月日					
開発行為の施行体制					
備考					

注意事項

- 1 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
- 2 開発行為を行うことについて環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に基づく環境影響評価手 続を必要とする場合には、備考欄にその手続の状況を記載すること。
- 3 開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者に防災措置を 講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において開発行為 の施行者が確定していない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な 書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。

12 規則第48条第1項の申請書の様式

イ 保安林指定(解除)申請書

年 月 日

農林水產大臣(都道府県知事)殿

次の森林について保安林の指定(指定の解除)をされたく、森林法第27条第1項の規定により申請 します。

森林の所在場所					全面積			要指定 (解除)		森林所有 者の氏名	/+t+	-1-2		
都道 府県	市郡	町村	大字	字	地番	台帳		実涯は見		実測又は 見込面積		又は名称 及び住所	備	考
						ha		ha		ha				

指定(指定の解除)の理由

施行体制

注意事項

- 1 指定(指定の解除)の理由は、具体的に記載すること。
- 2 面積は、小数第4位まで記載すること。
- 3 転用を目的として保安林の指定の解除を申請する場合において、規則第48条第2項第1号及び 第2号の事業又は施設の設置(以下「事業等」という。)について環境影響評価法等に基づく環 境影響評価手続を必要とするときには、備考欄にその手続の状況を記載すること。
- 4 転用を目的として保安林の指定の解除を申請する場合は、施行体制を記載すること。施行体制については、事業等を実施する者(以下「事業者」という。)を記載するとともに、その事業者に事業等を実施するために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において事業者が確定していない場合における当該事項の記入については、事業等に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。
- 5 添付する森林の位置図及び区域図は、次の様式によること。

保安林指定 (解除) 図

森林の所在場所

都道 市

府県

町 大字 第

大字 字 地番

注意事項

1 図面の縮尺及び方位を記載すること。

2 次の表の事項欄に掲げる事項については、同表の記号欄に掲げる記号を使用すること。

郡

事 項	記号	事 項	記号		
都 道 府 県 界	•>-<•>-<•>-<•	市 郡 界	—		
町 村 界	- — - — - — -	大 字 界			
字界		地 番 界			
要指定(解除)地	(赤線)				
の区域の境界線					

- 3 要指定(解除)地及びその隣接地について当該土地の地番及び地目を記載すること。
- 4 要指定(解除)地は、赤色で薄く着色すること。

口 保安林(保安施設地区)指定施業要件変更申請書

年 月 日

農林水産大臣(都道府県知事)殿

住 所 申請者 氏名 法人にあっては、名 称及び代表者の氏名

次の森林について指定施業要件を変更されたく、森林法第33条の2第2項(第44条において準用する同法第33条の2第2項)の規定により申請します。

森林の所在場所				場所		7; 1 ±	森林所有者の氏	·	
都道 府県	市郡	町村	大字	字	地番	面 積 (実測又は見込)	名又は名称及び 住所	備	考
						ha			

変更希望内容及びその理由

注意事項

- 1 変更希望内容及びその理由は、具体的に記載すること。
- 2 面積は、小数第4位まで記載すること。
- 3 添付する森林の位置図及び区域図の様式は、イの申請書に添付する森林の位置図及び区域図の 様式に準ずること。

13 の様式中「めつては」を「めっては」に改め、 同様式の注意事項3中「孫子十の図囲」を「孫子十の

森林の位置図及び区域図」に改める。

14 の様式中「あつては」を「あっては」に改め、 同様式の注意事項8中「図画」を「森林の位置図及び

冈英図」に改める。

15 の様式中「あしては」を「あっては」に改め、 同様式の注意事項4中「図画」を「熱林の位闡図及び

区域図」に改める。

16 の様式中「めしては」を「めしては」に改め、 同様式の注意事項4中「図画」 を「森林の位置図及び

冈英図」に改める。

17 の様式中「めしてみ」を「めしてみ」に改め、 同様式の注意事項4中「申請書に※付する図画」 を「

申請書に添付する森林の位置図及び区域図」に改める。

20 の様式中「あつては」を「あっては」に改め、 同様式の注意事項4中「図画」を「森林の位置図及び

冈茣図」に改める。

21 の様式中「めつては」を「めっては」に改め、同様式の注意事項3中「綔今十の図画」を「綔今十の

森林の位置図及び区域図」に改める。

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。